平成２０年（フ）第８０７７号
大阪市平野区長吉出戸５丁目３番１号　パティオ樋口302
破産者　松田　利子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８２１８号
大阪市淀川区宮原１丁目16番28―104号
破産者　松藤　　守
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９００１号
大阪市生野区舎利寺２丁目８番14号
破産者　長谷川浩枝こと　呉　　浩枝
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８９１号
大阪市淀川区塚本３丁目１番21号　101号、開始決定時の住所大阪市淀川区十三元今里１丁目13番20号
破産者　千手　邦江
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０２８号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北２丁目14番20号
破産者　山本　　哲
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１１３号
大阪市西淀川区千舟２丁目９番21―408号
破産者　樽谷　明美
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４５５号
大阪市西淀川区千舟２丁目７番18―803号
破産者　西原　　勉
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６３１号
大阪市北区中津２丁目８番Ｃ―910号
破産者　奥本　正博
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８１１号
大阪市中央区東高麗橋１―７　シャトーアスティナ高麗橋10階1002号室、住民票上の住所大阪府吹田市青山台４丁目１番Ｃ74―317号
破産者　前田事務所こと　前田　信明
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４０９号
大阪市東淀川区瑞光４丁目２番13―401号
破産者　伊藤　了子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５１６号
大阪市平野区喜連東５丁目３番３―1107号
破産者　宮尾　昌嘉
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３１７号
堺市堺区二条通４番14号、前住所大阪市天王寺区小宮町10番３号　小宮町ビル501号室
破産者　福島　惠子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４１１号
大阪市淀川区三国本町３丁目26番２号　松彦荘203号
破産者　篠山　寿男
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５７８号
大阪市大正区鶴町１丁目17番　鶴町第２住宅７号棟―503号、開始決定時の住所大阪市城東区中央１丁目４番18―504号
破産者　坂下まゆみ
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５８９号
大阪府枚方市走谷１丁目13番38号
破産者　丹羽　啓二
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６０３号
大阪府池田市古江町86―12、開始決定時の住所大阪府箕面市粟生間谷西７丁目18番27号
破産者　高千穂プレスこと　山川　清子
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６２６号
大阪市北区黒崎町13番４―203号エクセル北天満
破産者　末吉　吉昭
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６９６号
大阪市中央区本町橋６番21―312号
破産者　田村　竜平
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７２９号
熊本県上益城郡山都町畑118番地、開始決定時の住所大阪府吹田市千里山竹園２丁目７番10―402号
破産者　下川ハツメ
1　決定年月日　平成21年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部